

区分審理決定がされた場合の罰則等の整備について

裁判員法			選任予定裁判員を適用対象とするか	部分判決をした裁判員(補充裁判員)につき、終局の判決までは現職の裁判員と同様とする規定を設けるか
条	項	条文		
72条 (裁判員等を特定するに足る情報の取扱い)	前段	何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者若しくはその予定者の氏名、住所その他の個人を特定するに足る情報を公にしてはならない。		
	後段	これらであった者の氏名、住所その他の個人を特定するに足る情報についても、本人がこれを公にすることに同意している場合を除き、同様とする。		
73条 (裁判員等に対する接触の規制)	1	何人も、被告事件に関し、当該被告事件の裁判員又は補充裁判員に接触してはならない。		
	2	何人も、裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で、裁判員又は補充裁判員の職にあった者に接触してはならない。	×	
77条 (裁判員等に対する請託罪等)	1	法令の定める手続により行う場合を除き、裁判員又は補充裁判員に対し、その職務に関し、請託をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。		×
	2	法令の定める手続により行う場合を除き、被告事件の審判に影響を及ぼす目的で、裁判員又は補充裁判員に対し、事実の認定、刑の量定その他の裁判員として行う判断について意見を述べ又はこれについての情報を提供した者も、前項と同様とする。		×
78条 (裁判員等に対する威迫罪)	1	被告事件に関し、当該被告事件の裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあった者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	×	× (注)
	2	被告事件に関し、当該被告事件の裁判員候補者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者も、前項と同様とする。		-

裁判員法			選任予定裁判員を適用対象とするか	部分判決をした裁判員（補充裁判員）につき、終局の判決までは現職の裁判員と同様とする規定を設けるか
条	項	条文		
79条 (裁判員等による秘密漏示罪)	1	裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	×	
	2	裁判員又は補充裁判員の職にあった者が次の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。 一 職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く。）を漏らしたとき。 二 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたものそれぞれの裁判官若しくは裁判員の意見又はその多少の数を漏らしたとき。 三 財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密（前号に規定するものを除く。）を漏らしたとき。	×	
	3	前項第三号の場合を除き、裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、評議の秘密（同項第二号に規定するものを除く。）を漏らしたときは、五十万円以下の罰金に処する。	×	
	4	裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又はその被告事件の他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考えた事実若しくは量定すべきであると考えた刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されると考える事実若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。	×	
	5	裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、構成裁判官であった者又はその被告事件の他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、当該被告事件の裁判所による事実の認定又は刑の量定の当否を述べたときも、第一項と同様とする。	×	×

(注)78条 1項は、そもそも、裁判員とその職にあった者として、取扱いを同じにしている。